

令和 3 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和3年第2回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年2月18日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副部長兼教育政策室長
子ども未来創造局 岡 裕 美 君
担当副部長
子ども未来創造局 石 橋 充 久 君
学校教育監
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担当副部長
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
担当副部長
学校生活支援室長 宇 根 彩 美 君
学校教育室長 高 取 貞 光 君
学校教育室担当室長 中 西 太加夫 君
教育センター所長 三 島 新 平 君
子育て支援課長 葦 澤 宣 雄 君
幼児教育保育室長 福 田 浩 子 君
生涯学習・市民活動室長 菅 原 かおり 君

中央図書館長
保健スポーツ室長

大迫美恵子 君
遠近高明 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

乾敬一朗 君
林由記 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 第四次箕面市子どもプラン変更の件
- 日程第 4 箕面市内における病児保育施設の整備及び運営等を行う法人の選定会議開催要綱制定の件
- 日程第 5 箕面市教育センター条例改正要請の件
- 日程第 6 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 7 箕面市立図書館条例の一部を改正する条例改正要請の件
- 日程第 8 箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例改正要請の件
- 日程第 9 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市中学校クラブ活動助成金交付要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市立船場図書館の指定管理者の指定の一部変更要請の件
- 日程第 14 箕面市立船場生涯学習センターの指定管理者の指定の一部変更要請の件
- 日程第 15 箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場の指定管理者の指定の一部変更要請の件
- 日程第 16 箕面市立船場生涯学習センターの開館時間及び休館日承認の件
- 日程第 17 箕面市立船場生涯学習センター利用料金承認の件
- 日程第 18 箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計当初予算の件
- 日程第 19 箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 20 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 21 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 22 生徒指導の件
- 日程第 23 生徒指導の件
- 追加第 1 箕面市立図書館管理運営規則改正の件
- 追加第 2 箕面市立図書館電子書籍等の利用に関する要綱制定の件

(午後1時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和3年第2回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、稲田委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関

係ですが、前回は保育所の視察を行っていただきましたが、今回は1月28日、とよかわみなみ幼稚園を視察いただき、コロナ禍での感染予防対策や、支援児の状況その他園の活動について視察と意見交換をしていただきました。2月16日には、令和2年度第3回総合教育会議を開催し、議案としましては新改革プランについて、あるいは次年度の教育大綱、その他の案件について議論をいただきました。行事関係ですが、1月14日に臨時校長経営会議をテレビカンファレンスで行いました。1月13日に緊急事態宣言が発出されましたので、教育活動における諸注意について各校長に伝え協議しました。また、2月9日にも臨時校長経営会議をテレビカンファレンスで行いましたが、中学校での不審者の対応について徹底できていないという事案が生じたので、もう一度学校の安全管理について徹底するために、臨時会議を設けたものです。概要と今後の対応について、事務局から説明をお願いします。

○子ども未来創造局学校教育監：2月5日の金曜日、12時45分に不審者と思われる人物が校門から校内に入りました。門にいた教員が不審者に出会って「どちらにご用ですか。職員室ですか。」と声をかけたところ返事がなく、その際不審者が棒を持っていたことを教員は認識できていない状況でした。不審者が生徒昇降口で靴を脱いで職員室に向かい、そこにいた女子生徒に対して棒を振り回して、女子生徒に棒が当たるということが起こりました。すぐに二人の女子生徒は逃げて教室にいた担任に説明し、その後担任は校長に報告を行いました。報告を受けた校長は、教員と共に、門の防犯カメラの録画を確認し、不審者がすでに校外に出ていることを確認しました。その時すでに16時20分で、この時点で警察に通報しました。すでに近隣で不審者の通報があったため、警察は付近を警備中であり、すぐに警察が学校に駆けつけました。その時点での警察とのやりとりの後に、校長から教育委員会事務局への報告を行った、という流れになっています。教育委員会事務局としては、全小学校の学童保育に、この不審者の対応についてすぐ連絡を行いました。警察からは17時30分頃、不審者が保護されたという連絡が入りました。以上のような流れでしたが、今回の事案を受けて、不審者を見かけた時の対応が適切であったのかどうか、校内の生徒の安全をなぜ優先しなかったのか、警察への通報が遅すぎるのではないかと、などの課題が明らかになってきました。今後、不審者が校内に侵入した場合は、児童生徒の安全確保と警察への通報をまず最優先で行うこと、至急学校内にある対応マニュアルの内容を教職員とともに再確認を行い、不備や修正すべき点があればすぐ修正をすること、同時に教職員だけによる訓練、シミュレーションを行うように、と学校に指示をしたところです。2月24日には、池田附属小学校の佐々木元校長から、「学校の安全管理について」というテーマで全教職員を対象とした研修会を実施します。授業中の時間帯に実施することと、コロナ禍にあることから、リモートでの研修会として実施し、参加できなかった教職員には、録画等で視聴するようにと周知しています。少なくとも、管理職、生徒指導については必ず視聴するようにと通知をしています。

○教育長（藤迫稔君）：概略と対策は今の説明の通りですが、リモートでの研修になりますので、教育委員さんも視聴いただけます。今回私自身が一番課題と認識しているのは、池田附属小学校での事件の時と初動が全く同じなんです。池田の時も犯人が校内に入り、教員が挨拶したが犯人は挨拶しない、というまま校内に入れていました。今回も不審者が来て、教員が声をかけたがあまり対応がないまま、校内に入れていました。やはり、池田の事件の検証ができていないというか、今の若い教職員は池田の事件のことをあまり知らないのではないかと思います。恐らく、池田の事件の時、犯人と始めに遭遇した教員は、悔やんでも悔やみきれないだろうと思います。今回佐々木元校長に研修講師をお願いしたのは、池田の

事件の際に現場におられ、かなりの思いがあるとのことで、私も一度講演を聞いたことがあります。赤裸々にどこがどう悪いのか、どうあるべきかというのを的確にお話いただける講師だと思いますので、ぜひ視聴をお願いしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第22、報告第20号「生徒指導の件」、及び日程第23、報告第21号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、日程追加第1、議案第11号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」及び日程追加第2、議案第12号「箕面市立図書館電子書籍等の利用に関する要綱制定の件」を先に審議した後に、当該案件を審議したいと思います。いかがでしょうか（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第6号「第四次箕面市子どもプラン変更の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、第四次箕面市子どもプランの一部変更を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。令和2年6月に策定いたしました第四次箕面市子どもプラン内の病児保育事業につきまして、保護者の利便性の向上や選択肢の拡大を図るため、既存の私立保育所内における「保育所併設型病児・病後児保育室」に加え、医師が常駐する病院（小児科）併設型病児保育室の整備について検討を進めることに伴い、同プランの内容を一部変更するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）：資料の表だけではわかりにくいので、追加の説明をお願いします。

○子ども未来創造局担当副部長：今回変更させていただいた点は、もともとプラン策定時には、病児・病後児保育の必要量の内訳を示していませんでしたが、変更後は細分化して示しています。その中で、本来萱野保育所の病児・病後児保育室は、感染症による利用ニーズの増加に伴って、病児・病後児保育の内訳を随時変更していくということで、ニーズにお応えできると策定していましたが、今回、大部屋対応、個室対応について等もきちんと整理をしまして、今後増えてくるであろう病児保育のニーズにしっかり対応していくということで、必要量、確保方策について整理をさせていただきました。その結果、病児保育につきましては、令和2年度は必要量、確保方策ともに720人日で、ニーズに対して確保方策があり不足は生じませんが、次年度はコロナの動向にもよりますが、コロナ対応がなくなると仮定しますと、必要量が880に対して確保方策は720人日しかないということになり、不足が生じてきます。よって、今後新たな整備が必要になってきます。私たちがこのたび目指している新たな病児保育室の整備を行うことによって、一定そのニーズの確保方策として対応していける、という計画となっています。

- 委員（稲田滋君）： それでは、令和4年には、新たな病児保育を約1,200人日分、確保できるということによろしいでしょうか。
- 子ども未来創造局担当副部長： その通りです。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第6号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、報告第7号「箕面市内における病児保育施設の整備及び運営等を行う法人の選定会議開催要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、幼児教育保育室長に求めます。
- 子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本市では、萱野保育所において病後児保育室に加え、病児保育を平成30年9月から開始しましたが、このたび新たに医療機関併設型の病児保育施設を整備するため、運営等を行う法人を選定するための会議の開催に関し必要な事項を定めるため、箕面市内における病児保育施設の整備及び運営等を行う法人の選定会議開催要綱を制定する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。主な内容としましては、箕面市内に病児保育施設の整備及び運営を行う法人を公平かつ公正に審査及び選定するため開催する選定会議について、その構成員や議長等について定めるものです。なお整備運営する事業者は公募をし、2月下旬に選定会議を開催し事業者を決定し、令和4年4月に開設を予定しています。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第7号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、報告第8号「箕面市教育センター条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、教育センター所長に求めます。
- 子ども未来創造局教育センター所長： 本件は、箕面市教育センターが移転することに伴い関係条例を整備する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。その内容といたしましては、箕面市教育センターが市役所別館に移転することに伴い、その位置と事業内容を変更するため、箕面市教育センター条例の一部改正を箕面市長へ要請したものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： 事業内容を変更するとは、具体的にどう変更するのですか。
- 子ども未来創造局教育センター所長： 現在教育センターでは、「研修事業」「ICT教育

に関する事業」、「教育相談に関する事業」の大きく3つの事業があります。このうち「ICT教育に関する事業」と「教育相談事業」について、現在の学校教育室と一体となって、新しい室を立ち上げて、組織を再編してより強化して事業を実施していくことになっています。

○委員（稲田滋君）：教育センターはたくさん研修室があつていろいろな研修ができたかと思いますが、移転することによってどう対応されるのか教えてください。

○子ども未来創造局教育センター所長：今まで通り人が集まって一つの施設で行う研修もちろん考えていますが、今回まさにコロナ禍でオンラインでの研修も実際進めているところですので、今後もオンラインを活用した研修も考えています。また、研修会場については、学校でもエアコンやインターネット環境が整備されていますので、学校の体育館や多目的室、その他教室も活用した運用も考えているところです。

○委員（大橋亜由美君）：先日の総合教育会議でも相談事業について稲田委員やほかの委員からもご提案があつたかと思いますが、教育相談は、子どもだけでなく親も相談できて、学校や教員に対する不信感等も含めて相談できるような、適切な距離感のあるところでやってほしいです。そういった配慮を保った相談室でなければ、相談者が安心して相談できる場所にならないので、きちんと考えて事業運営をお願いいたします。

○子ども未来創造局教育センター所長：保護者も子どもも安心して相談に来ていただけるよう配慮することは当然ですので、十分に考えた対応をしていきたいです。

○委員（高野敦子君）：あわせてお願いしますが、今も定期的に相談に行かれていたかはたくさんいらっしゃると思いますので、教育センターが移転するという事で相談期間が空いてしまうなどといったことがないように、円滑に進めていただきますようお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第8号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、報告第9号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部改正について、箕面市長に要請する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。主な内容としましては、0歳から2歳児までの子どもを保育する家庭的保育事業等について、満3歳に達して卒園する子どもに対して必要な保育が提供されるよう連携施設を適切に確保することとされていますが、市が利用調整により卒園後も継続的に教育保育の提供が受けられる場合には、連携施設の確保を不要とすることを明記するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、報告第10号「箕面市図書館条例の一部を改正する条例改正要請の件」、及び 日程第8、報告第11号「箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例改正要請の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、担当副部長に求めます。

- 子ども未来創造局担当副部長：本件は、箕面市立船場図書館及び船場生涯学習センターの工期の延長に伴い、箕面市立図書館条例の一部を改正する条例及び箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を改正する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。その内容としましては、箕面市立船場図書館及び船場生涯学習センターにおいて昨年の緊急事態宣言下に約1カ月工事が一時中断されたことによる工期の延長に伴い、条例の施行期日、令和3年4月1日を、令和3年5月1日に変更するため、両条例の改正を箕面市長に要請したものです。

- 委員（高野敦子君）：5月にいよいよ図書館、生涯学習センターがオープンするということですが、先日の総合教育会議でも話が出たように、生涯学習においてあらゆる世代のかたが学んでいけるということを掲げていきたいと思っておりますので、生涯学習センターが一つの拠点となりますよう、いろいろなイベントや催し等が行われますよう、お願いしたいです。今までの生涯学習センターとはまた違った広さの部屋で新しい試みをするなど、いろんな活用の仕方があると思っております。ホームページを見ていて、広さと施設の設備などしか分からなかったのですが、利用したいと思えるように、こんな部屋になってますという写真など、もう少し部屋の様子など具体的なものが紹介されていると申込みもしやすいと思っておりますので、広くみなさんに知っていただくために、ホームページだけではなく、例えばもみじだよりなどでも具体的にPRして欲しいと思います。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第10号及び11号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、議案第6号「箕面市就学援助費給付要

綱改正の件」及び 日程第10、議案第7号「箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、国の税制改正が本市の就学援助制度及び支援教育就学奨励費制度で行う所得審査に影響を及ぼすことを回避するため、箕面市就学援助費給付要綱及び箕面市支援教育就学奨励費給付要綱を改正するものです。主な改正点は、このたびの税制改正ではどのような所得でも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していく、という観点から基礎控除額が一律で10万円引き上げられる一方、給与所得があるかたについては給与所得控除額が、公的年金所得があるかたについては公的年金等控除額が、それぞれ10万円引き下げられることとなり、令和3年度分の地方税法の算定から適用される予定です。本市の就学援助制度及び支援教育就学奨励費制度における所得審査では、保護者等が給与所得者、もしくは公的年金所得者である場合には、税制改正により合計所得金額が10万円増額されることとなりまして、審査に際し申請者が不利になります。この影響を回避しまして、これまでと同水準の審査基準を適用するために、該当者については合計所得金額から10万円を減じた額で所得審査を行うことができるよう改正するほか、関連様式類の整理をあわせて行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第6号及び7号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、議案第8号「箕面市中学校クラブ活動助成金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は公立中学校の部活動に対する助成金に係る規程を整理するため、箕面市中学校クラブ活動助成金交付要綱の一部を改正するものです。主な改正点は、部活動の振興目的として市費で交付しているクラブ活動助成金の配布方法を見直すものです。現在の要綱では、一律の基礎額40万円に生徒数按分による加算を行った額を各校へ交付金として配布しているところを、部活動に必要な費用に対する助成額の学校間のアンバランスを解消するために、部活動数と部員数の実態に応じ按分する方法に変更するものです。加えて当該助成金の対象とする活動は、中学校における教育活動外の学校教育活動として行われる部活動を指すことから、文言を整理し、クラブ活動から部活動に変更するものです。なお、部活動の運営に際しましては、活動に必要な費用の6割ほどを市費の交付金でまかなっており、残りは別途部活動加入者から部費を徴収し、運営しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： クラブ活動助成金として、今市費で出しているのはどのくらいですか。

- 子ども未来創造局学校生活支援室長： 約450万円です。これを8校で分けています。
- 委員（稲田滋君）： 私も中学校にいましたが、部活動によっていろんな活動をしています。例えば吹奏楽部なら地域の老人会などいろんな催しに出て地域のかたに親しんでもらう活動をしています。ある体育系の部活では、年1回くらい地域の清掃活動をしています。地域へ貢献することで、地域のかたはとても喜ばれるし、また子どもたちも地域の人に褒められるし、いい活動になると思います。申請書等の様式は決まっていると思いますが、できればここに年に1回でもいいから全ての部活が地域に貢献する活動を記入する項目を設け、実績報告には行った活動を記入するなど、地域貢献を義務化するとか、地域とのつながりをより育ていけるような交付金になればいいなと思います。そういった申請書等の様式の変更は可能でしょうか。
- 子ども未来創造局学校教育監： 部活動による地域貢献については、前向きに検討していきたいと思います。計画や実績の報告については、様式の変更や添付資料の形式など、工夫を加えていきたいと思います。
- 委員（稲田滋君）： ぜひよろしくお願ひします。すでに各学校がいろんな活動をしていますので、それらを集めるだけでも相当な事例集になると思います。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）： 今回の議案書について、稲田委員がおっしゃったように、計画等を記入できるよう様式を事務局で修正するというので採決していただければと思います。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第8号を採決いたします。本件を一部修正のうえ採決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案のうち様式部分を一部修正することとして、可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、議案第9号、「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、子育て支援課長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援課長： 本件は、内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正について」及び厚生労働省子ども家庭局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について」に伴い関係規程を整備するため、箕面市一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。その内容は、第四条の別表のうち、1の運営費について、年間延べ利用児童数に応じた基準額を増額し、特別支援事業、障害児、多胎児加算を新設しています。さらに3の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための経費に対する補助額を、上限50万円から100万円に増額するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： 箕面市では、どこで一時預かり事業をしていますか。
- 子ども未来創造局子育て支援課長： 箕面・文化交流センター6階のちょこっと保育「あそびー」と、小野原地域多世代交流センターちょこっと保育「まみーず」で実施しています。
- 委員（稲田滋君）： その施設は、別表の運営費ではどれに該当しますか。
- 子ども未来創造局子育て支援課長： 「あそびー」は、年間延べ利用児童数が300人以上900人未満というところに該当しますので、補助額は年額228万円になります。「ま

みーず」は、年間延べ利用児童数が300人未満と想定されますので、補助額は267万7千円となります。

○委員（稲田滋君）：それはどのくらいの増額になりますか。

○子ども未来創造局子育て支援課長：旧の要綱では300人未満が138万2千円、300人以上900人未満が169万5千円となっていますので、おおむね300人未満で130万円ほど、300人以上900人未満で120万円ほどの増額となります。令和2年4月にさかのぼって、新しい補助額及び特別支援児童加算、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための経費が適用されます。議案書では要綱の遡及適用の日を令和3年4月1日としていますが、令和2年4月1日に訂正いたします。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（高野敦子君）：一時預かり保育は開設されて数年たったかと思いますが、利用状況は増えてきているのかどうか教えてください。

○子ども未来創造局子育て支援課長：概ね1日平均で4名前後の利用実績で、概ね横ばいとなっています。

○委員（高野敦子君）：例えば、他の地域にも作ってほしいなどの意見は出ているのですか。

○子ども未来創造局子育て支援課長：新規で増設してほしい等の声は聞いてはいませんが、「あそびー」は週3日、「まみーず」は週2日開設していますが、曜日を増やしてほしい、夜間等も長めに預かってほしい等のご意見をいただくことはあります。

○委員（高野敦子君）：いろいろな声が上がってくるかと思いますが、全てに応えるのは難しいとは思いますが、ぜひ市民のニーズに応えられるように、前向きに動いていてもらいたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：少し前の情報で私が把握しているのは、一時保育事業を始めた時には、本来の一時預かり、例えば保護者のリフレッシュ目的や、冠婚葬祭が理由で預ける等の利用を想定していましたが、実際には保育所に預けるほどの就労要件は満たしていないが、就労のために預けている人の方が多いと聞きましたが、今の状況としてはどうでしょうか。

○子ども未来創造局子育て支援課長：以前から状況に変わりはなく、就労で、長い時間多くの日数を利用されるかたが一部いらっしゃいます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第9号を採決いたします。本件を一部修正のうえ採決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は修正案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第13、報告第12号「箕面市立船場図書館の指定管理者の指定の一部変更要請の件」及び日程第14、報告第13号「箕面市立船場生涯学習センターの指定管理者の指定の一部変更要請の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、担当副部長に求めます。

- 子ども未来創造局担当副部長　：　本件は、箕面市立船場図書館及び箕面市立船場生涯学習センターの指定管理者の指定について、公の施設の名称及び期間を変更する必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。その内容としましては、施設名を条例上の正式名称「箕面市立船場図書館」及び「箕面市立船場生涯学習センター」に変更し指定の開始日を両施設とも工期の延長により、令和3年4月1日から令和3年5月1日に変更するため、箕面市立船場図書館及び箕面市立船場生涯学習センターの指定管理者の指定の一部変更を、箕面市長に要請したものです。
- 委員（大橋亜由美君）　：　船場図書館についてですが、大阪大学との図書館との関係はどうなっているのでしょうか。
- 子ども未来創造局中央図書館長　：　船場図書館内に、大阪大学外国学図書館の本が移設され、大阪大学が船場図書館の指定管理者として運営します。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第12号及び13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第15、報告第14号「箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場の指定管理者の指定の一部変更要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、保健スポーツ室長に求めます。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長　：　本件は、箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場の指定管理者の指定について、その指定の期間を1年間延長する必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。変更前は、指定の期間、平成23年4月1日から平成33年3月31日までとしておりましたが、指定の期間、平成23年4月1日から令和4年3月31日までに改めるものです。指定管理期間の延長理由は、第一総合運動場については新稲の森との一体的なあり方の検討において、その活用方法が未定であること、第二総合運動場については総合水泳・水遊場整備の中止など、今後の方向性が決定していないため、現指定管理者の指定期間を12カ月間延長するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第16、報告第15号「箕面市立船場生涯学習センターの開館時間及び休館日承認の件」、及び日程第17、報告第16号「箕面市立船場生涯学習センター利用料金承認の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：本件は、箕面市立船場生涯学習センターの開館時間及び休館日、また利用料金を承認する必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。内容としましては、令和3年5月に開館する箕面市立船場生涯学習センターについて、国立大学法人大阪大学から承認申請が提出されています。開館時間、休館日、及び利用料金について、箕面市立生涯学習センター条例第9条第1項及び第15条第2項の規定に基づき、承認したものです。特に利用料金については、既存の生涯学習センターの利用料金と比較し概ね3倍となっているものの、船場生涯学習センターの管理運営費は全て大阪大学が負担するという前提のもと、受益者負担の観点、また近隣自治体や民間の類似施設の利用料金との比較を行う等の検討を踏まえ、適正と認めたものです。

○委員（稲田滋君）：近隣の施設と比較して適正だと説明いただきましたが、どういう施設と比較して結果どうであったか、もう少し具体的に教えてください。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：大阪府内の同様の生涯学習センターに類する施設との比較を行いました。具体的には、大阪市の総合学習センターや市民学習センター、阿倍野区の学習センター、より近隣になりますと、高槻市立の生涯学習センター、池田市の同様の施設等、各部屋の面積あたりの時間単価を割り出し比較しました。

○委員（稲田滋君）：大阪市内はあまり比較にならないかと思いますが、池田市と比較して結果はどうでしたか。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：具体的な単価で比較しますと、例えば生涯学習センターの収容人数60人、面積162㎡となっている多目的室大と、規模は若干異なりますが、池田市の施設と単価を比べると、船場生涯学習センターが1㎡あたり9,888円、池田市が10,999円ということで若干池田市が高いということになっています。そういった比較を個々の部屋ごとに行ったものです。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第15号及び16号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第18、報告第17号「箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、

提案理由を子ども未来創造局、教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和3年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するにあたり、令和3年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

その内容といたしましては、まず、歳入につきまして、令和3年度の教育委員会事務局の当初予算額は、98億1,188万1千円で、前年度と比較して、14億7,590万1千円、17.7%の増加です。次に、歳出につきましては、令和3年度の当初予算額は、全体で186億365万7千円、前年度と比較して、21億5,273万7千円、13.1%の増加です。なお、人件費を除きますと、153億8,608万1千円で、前年度と比較して、20億1,646万8千円、15.1%の増加です。その内訳といたしまして、学校教育関係では、51億8,525万9千円、前年度と比較して、16億7,289万2千円、47.6%の増加、子育て関係では、94億9,496万円、前年度と比較して、5億2,722万3千円、5.9%の増加、生涯学習関係では、7億586万2千円、前年度と比較して、1億8,364万7千円、20.6%の減少です。次に、各分野ごとの主な増減内容につきましてご説明いたします。資料7ページからです。まず、学校教育関係では、教育政策室におきまして、当初予算額 1,847万8千円で、前年度と比較して、627万5千円、51.4%の増加ですが、これは教育委員会事務局の業務の効率化を進めるために内部の事務を一部委託化すること等によるものです。学校生活支援室におきまして、当初予算額 2億1,419万円1千円、前年度と比較して、2,473万円、13.1%の増加ですが、奨学金システム更新の委託や、小中学校における新型コロナウイルス対策事業等によるものです。学校教育室におきまして、当初予算額 5億2,661万2千円、前年度と比較して、3,028万8千円、5.4%の減少ですが、学校における先端技術活用事業等を教育センターに移管したことによる減額等と、小中学校における熱中症対策キットの購入等の増額等によるものです。教育センターにおきまして、当初予算額 2億5,180万円、前年度と比較して、4,278万9千円、20.5%の増加ですが、小中学校における学習支援ソフトの整備やオンライン学習ネットワークの整備等、教育ICT環境の整備等によるものです。次に子育て関係では、子育て支援課におきまして、当初予算額 28億5,774万5千円、前年度と比較して、7,418万8千円、3%の減少ですが、これは、児童手当給付事業における扶助費の減額等によるものと、子どもの生活・学習支援事業の実施による増額等によるものです。幼児教育保育室におきまして、当初予算額 48億9,534万4千円、前年度と比較して、5億4,961万8千円、13%の増加ですが、これは、医療機関併設型病児保育室の整備や、保育士確保対策支援事業における家賃支援補助金制度の創設等によるものです。次に、生涯学習関係では、生涯学習・市民活動室におきまして、当初予算額 2億548万7千円、前年度と比較して、1億352万7千円、33.5%の減少ですが、これは、東図書館の整備が終了したことによる減額等によるものと、成人祭実施の増額等によるものです。保健スポーツ室におきまして、当初予算額 1億2,834万4千円、前年度と比較して、4,245万5千円、49.4%の増加ですが、これは、ジュニアソフトボール大会、バリアフリー子ども水泳教室、世代間交流ペタンク大会等の事業費の増額等によるものです。総合水泳・水遊場整備室におきまして、当初予算額 1億3,590万1千円、前年度と比較し

て、1億6,067万1千円、54.2%の減少ですが、これは、総合水泳・水遊場整備の休止による減額等によるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第17号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第19、議案第10号「箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が、令和3年3月31日をもって満了となることに伴い、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、新たに箕面市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医63名、学校歯科医43名、及び学校薬剤師10名について委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第20、報告第18号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第18号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第21、報告第19号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和3年1月21日に開催された令和3年第1回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第19号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程追加第1、議案第11号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」、及び日程追加第2、議案第12号「箕面市立図書館電子書籍等の利用に関する要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局、中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長： 本件は、箕面市立図書館における電子書籍及びオーディオブックの貸出開始に伴い、関係規程を整備するため、箕面市立図書館管理運営規則の一部改正及び箕面市立図書館電子書籍等の利用に関する要綱の制定を提案するものです。規則改正の内容としましては、図書館資料の定義に図書館法第3条の規定に基づきまして電子書籍とオーディオブックを含む電磁的記録を加え、電子書籍及びオーディオブックを利用できるのは、市内在住、在学、在勤のかたとし、電子書籍及びオーディオブックの利用については別に定めることとするものです。あわせて図書の利用に係る団体利用申込書の様式を、団体の活動内容が確認できる内容に改正するものです。次に、要綱制定の内容としましては、利用するにあたり図書館の貸出券とパスワードの登録をいただくこと、電子書籍の貸出冊数を一人1冊15日間、予約は一人1冊までとし、オーディオブックは貸出冊数期間の制限を定めないとするものです。また、電子書籍及びオーディオブックのいずれも所蔵のないもののリクエストを受け付けないとするものです。なお、施行の日はいずれも令和3年3月1日としています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第11号及び議案第12号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員（大橋亜由美君）： 教育長報告での不審者の話に戻りますが、不審者が学校に侵入した件について、詳細が分からないのでお聞きしたいのですが、警備員はいたのかどうかということと、教員に対する研修について学童保育の指導員は受講対象に含まれるのかどうか、教えてください。

○子ども未来創造局学校教育監： 警備員について、小学校は配置されていますが、今回事案が発生したのは中学校なので、警備員は配置されていませんでした。研修について、学童指導員、保育所・幼稚園の職員についても研修の通知はしています。

○委員（稲田滋君）： 「学校現場における運動や活動時の熱中症予防のためのマニュアル た

たき台」の最新バージョンは、いつ、どういう人たちに配布してチェックしてもらっているのか教えてください。

- 子ども未来創造局学校教育室長　：　現時点で市内の小中学校、PTA、青少年を守る会、青少年指導員、体育連盟、スポーツ推進員、市議会等に配布をしています。団体によって異なりますが、おおむね1月末から配布を始めました。
- 委員（稲田滋君）　：　意見のとりまとめはいつ頃をめどにしていますか。
- 子ども未来創造局学校教育室長　：　2月末予定です。
- 委員（稲田滋君）　：　意見がまとまればまた教えてください。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　それでは次に、日程第22、報告第20号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴のかたは、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員の退席）
（報告第20号及び報告第21号に係る審議）

- 代表教育委員（山元行博君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告16件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長（藤迫稔君）　：　ありがとうございました。これをもちまして、令和3年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時32分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）